

# 条例議案の概要

—平成29年9月定例会—

目 次

議案第 70 号	盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例について	1
議案第 71 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	5
議案第 72 号	盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を 改正する条例について	10

議案第 70 号

盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市内の私立幼稚園の保育料より著しく低額となっている盛岡市立幼稚園の保育料の適正化を図るため、盛岡市立幼稚園の入園料を廃止し、保育料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 入園料を廃止する。
- (2) 保育料を、幼稚園が特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を提供した場合に支給認定保護者から支払を受ける利用者負担額とし、その額を、月額1万9,000円を上限として子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定による政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。
- (3) 保育料の納期限を毎月末日とする。
- (4) (1) 及び(2) の経過措置として、平成27年4月2日前に生まれた園児については、なお従前の例によることとする。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立幼稚園保育料 条例 昭和46年12月25日条例第49号 改正 略 平成29年9月 日条例第 号 盛岡市立幼稚園保育料 条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、盛岡市立幼稚園 _____ の保育料 _____ に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めるところによる。</p> <p>2. この条例において「保育料」とは、盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例(平成26年条例第35号)第13条第1項の規定により、盛岡市立幼稚園が特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育を提供した場合に支給認定保護者から支払を受ける利用者負担額をいう。 (保育料 _____)</p> <p>第3条 保育料の額は、月額1万9,000円を超えないものとし、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定による政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</p> <p>2. 支給認定保護者は、毎月末日(その日が盛岡市の休日に関する条例(平</p>	<p>○盛岡市立幼稚園保育料等条例 昭和46年12月25日条例第49号 改正 略 盛岡市立幼稚園保育料等条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、盛岡市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (保育料等の額)</p> <p>第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。 (1) 保育料 月額 6,900円 (2) 入園料 3,800円 (保育料の納付方法等)</p> <p>第3条 幼稚園に在園する者は、毎月15日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日)までにその月分の保育料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の保育料を前納することを妨げない。</p> <p>2. 前項に定める納付期限後に入園した者は、その月分の保育料を入園の日</p>

改正後	改正前
<p>成元年条例第37号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日)までにその月分の保育料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の保育料を前納することを妨げない。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第4条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減免することができる。 (保育料の不還付)</p> <p>第5条 既納の保育料は、還付しない。ただし、第3条第2項ただし書の規定により保育料が前納された場合、前条の規定に基づき保育料を減免した場合その他特別の理由があると市長が認めた場合については、この限りでない。 (補則)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則(平成29年条例第 号)</p> <p>1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。 2. 改正後の盛岡市立幼稚園保育料条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市立幼稚園に入園を許可された者のうち平成27年4月2日以後に生まれたものについて適用し、この条例の施行の日において盛岡市立幼稚園に在園する者及び同日以後に盛岡市立幼稚園に入園を許可された者のうち同日2日前に生まれたものについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の盛岡市立幼稚園保育料等条例第3条第1項中「15日」と</p>	<p>から起算して5日以内に納付しなければならない。</p> <p>3. 欠席期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の保育料は、徴収しない。 (入園料の納付方法)</p> <p>第4条 幼稚園に入園を許可された者は、入園料を当該入園許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。 (保育料等の減免)</p> <p>第5条 市長は、経済的事情により特に必要があると認められた者に対しては、保育料等を減免することができる。 (保育料等の還付の制限)</p> <p>第6条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により前納した保育料及び _____ 前条の規定により減免された保育料等 _____ については、この限りでない。 (補則)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略</p>

改正後	改正前
あるのは「末日」と、「土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」とあるのは「盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日」と、「祝日法による休日」とあるのは「市の休日」と、「土曜日、日曜日又は祝日法による休日」とあるのは「市の休日」とする。	
3及び4 略	

【附則第3項による改正】盛岡市収入証紙条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市収入証紙条例 昭和39年3月30日条例第22号 改正 略 平成29年9月 目条例第 号 盛岡市収入証紙条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の規定に基づき、盛岡市収入証紙（以下「証紙」という。）による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。 (証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収することができる。 (証紙の種類及び形式)</p> <p>第3条 証紙の種類は、10円、50円、100円、500円、1,000円、3,000円及び1万円とする。 2 証紙の形式は、規則で定める。 (領収書の不発行)</p> <p>第4条 第2条の規定により使用料又は手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。 (証紙の売りさばき)</p> <p>第5条 証紙は、市及び市長が特に必要と認めて指定する者（以下「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。 2 売りさばき人は、市長の定めるところにより、証紙を市から買い受けるものとする。 3 市長は、売りさばき人を指定したとき又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを告示しなければならない。</p>	<p>○盛岡市収入証紙条例 昭和39年3月30日条例第22号 改正 略 盛岡市収入証紙条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の規定に基づき、盛岡市収入証紙（以下「証紙」という。）による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。 (証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収することができる。 (証紙の種類及び形式)</p> <p>第3条 証紙の種類は、10円、50円、100円、500円、1,000円、3,000円及び1万円とする。 2 証紙の形式は、規則で定める。 (領収書の不発行)</p> <p>第4条 第2条の規定により使用料又は手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。 (証紙の売りさばき)</p> <p>第5条 証紙は、市及び市長が特に必要と認めて指定する者（以下「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。 2 売りさばき人は、市長の定めるところにより、証紙を市から買い受けるものとする。 3 市長は、売りさばき人を指定したとき又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを告示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(証紙の無効)</p> <p>第6条 消印された証紙又は若しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。</p> <p>(証紙の返還等)</p> <p>第7条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式が変更され、又は廃止されたとき、売りさばき人がその指定を取り消されたときその他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に規定するものを除くほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成29年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の盛岡市立幼稚園保育料等条例第2条第2号に規定する入園料の徴収については、前項の規定による改正後の盛岡市収入証紙条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1) 盛岡市手数料条例 (平成12年条例第29号) 別表 (64の項を除く。) に規定する手数料</p> <p>(2) 盛岡市印鑑条例 (昭和45年条例第35号) 第19条第1項に規定する手数料</p> <p>(3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成6年条例第40号) 第30条第1項及び第30条の3第1項に規定する手数料並びに第30条の2第1項に規定する費用</p> <p>(4) 盛岡市保健所手数料条例 (平成19年条例第66号) 第2条に規定する</p>	<p>(証紙の無効)</p> <p>第6条 消印された証紙又は若しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。</p> <p>(証紙の返還等)</p> <p>第7条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式が変更され、又は廃止されたとき、売りさばき人がその指定を取り消されたときその他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に規定するものを除くほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1) 盛岡市手数料条例 (平成12年条例第29号) 別表 (64の項を除く。) に規定する手数料</p> <p>(2) 盛岡市印鑑条例 (昭和45年条例第35号) 第19条第1項に規定する手数料</p> <p>(3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成6年条例第40号) 第30条第1項及び第30条の3第1項に規定する手数料並びに第30条の2第1項に規定する費用</p> <p>(4) 盛岡市保健所手数料条例 (平成19年条例第66号) 第2条に規定する</p>

改正後	改正前
<p>手数料</p> <p>(5) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 (平成19年条例第73号) 第17条に規定する手数料</p> <p>(6) 盛岡市屋外広告物条例 (平成19年条例第68号) 第45条に規定する手数料</p> <p>(7) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (平成19年条例第86号) 第16条に規定する手数料</p> <p>(8) 盛岡市立高等学校授業料等条例 (昭和40年条例第19号) 第2条第2号に規定する入学考査料及び同条第3号に規定する入学科</p>	<p>手数料</p> <p>(5) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 (平成19年条例第73号) 第17条に規定する手数料</p> <p>(6) 盛岡市屋外広告物条例 (平成19年条例第68号) 第45条に規定する手数料</p> <p>(7) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (平成19年条例第86号) 第16条に規定する手数料</p> <p>(8) 盛岡市立高等学校授業料等条例 (昭和40年条例第19号) 第2条第2号に規定する入学考査料及び同条第3号に規定する入学科</p> <p>(9) 盛岡市立幼稚園保育料等条例 (昭和46年条例第49号) 第2条第2号に規定する入園料</p>

## 議案第 71 号

## 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）の改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更審査手数料を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 2 改正の内容

(1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料を次のとおり定める。

申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	手数料の額
1戸	7,000円
2戸以上4戸以下	8,000円
5戸以上9戸以下	1万円
10戸以上19戸以下	1万1,000円
20戸以上29戸以下	1万2,000円
30戸以上49戸以下	1万3,000円
50戸以上99戸以下	1万5,000円
100戸以上	1万9,000円

(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更審査手数料を次のとおり定める。

登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数を追加する場合に限る。）に係る追加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	手数料の額
1戸以上4戸以下	2,000円
5戸以上9戸以下	4,000円
10戸以上29戸以下	6,000円
30戸以上49戸以下	7,000円
50戸以上99戸以下	9,000円
100戸以上	1万3,000円

(3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を指定登録機関に行わせる場合にあつては、(1) 及び(2) に定める手数料を当該指定登録機関の収入として徴収させることができることとする。

### 3 施行期日

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日



盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 <u>平成29年9月 日 条例第 号</u> 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか、郵送料を徴収する。</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。 （1）法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの （2）国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく事務に係るものを除く。） （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの</p> <p>第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。</p> <p>2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19</p>	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか、郵送料を徴収する。</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。 （1）法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの （2）国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく事務に係るものを除く。） （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの</p> <p>第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。</p>

改正後	改正前																		
<p><u>年法律第112号）第25条第1項の規定に基づき指定登録機関に同項に規定する登録事務を行わせる場合にあっては、同法第37条第1項及び第2項の規定に基づき別表65の11の項及び65の11の2の項に規定する手数料を当該指定登録機関の収入として徴収させることができる。</u> （徴収時期）</p> <p>第5条 手数料は、申請等の際又は当該申請等に係る書類の交付の際に徴収する。 （手数料の減免）</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。 （手数料の不返付）</p> <p>第7条 既納の手数は、返付しない。</p> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略 <u>附 則（平成29年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>65の10 使用済自動車 の再資源化等に 関する法律第70条 第1項の規定に基 づく破砕業の事業 の範囲の変更の許</td> <td>破砕業事業範囲変更 許可申請手数料</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	65の10 使用済自動車 の再資源化等に 関する法律第70条 第1項の規定に基 づく破砕業の事業 の範囲の変更の許	破砕業事業範囲変更 許可申請手数料	7万5,000円	<p>（徴収時期）</p> <p>第5条 手数料は、申請等の際又は当該申請等に係る書類の交付の際に徴収する。 （手数料の減免）</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。 （手数料の不返付）</p> <p>第7条 既納の手数は、返付しない。</p> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>65の10 使用済自動車 の再資源化等に 関する法律第70条 第1項の規定に基 づく破砕業の事業 の範囲の変更の許</td> <td>破砕業事業範囲変更 許可申請手数料</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	65の10 使用済自動車 の再資源化等に 関する法律第70条 第1項の規定に基 づく破砕業の事業 の範囲の変更の許	破砕業事業範囲変更 許可申請手数料	7万5,000円
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
略	略	略																	
65の10 使用済自動車 の再資源化等に 関する法律第70条 第1項の規定に基 づく破砕業の事業 の範囲の変更の許	破砕業事業範囲変更 許可申請手数料	7万5,000円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
略	略	略																	
65の10 使用済自動車 の再資源化等に 関する法律第70条 第1項の規定に基 づく破砕業の事業 の範囲の変更の許	破砕業事業範囲変更 許可申請手数料	7万5,000円																	

改正後			改正前		
可の申請に対する 審査			可の申請に対する 審査		
65の11 住宅確保要 配慮者に対する賃 貸住宅の供給の促 進に関する法律第 8条の規定に基づ く住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸 住宅事業の登録の申 請に対する審査	住宅確保要配慮者円 滑入居賃貸住宅事業 の登録申請手数料	次に掲げる申請に係る戸 数(住宅確保要配慮者に対 する賃貸住宅の供給の促 進に関する法律第9条第 1項第3号に掲げる住宅 確保要配慮者円滑入居賃 貸住宅の戸数をいう。65 の11の2の項において同 じ。)の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 (1) 1戸 7,000円 (2) 2戸以上4戸以下 8,000円 (3) 5戸以上9戸以下 1万円 (4) 10戸以上19戸以下 1万1,000円 (5) 20戸以上29戸以下 1万2,000円 (6) 30戸以上49戸以下 1万3,000円 (7) 50戸以上99戸以下 1万5,000円 (8) 100戸以上 1万 9,000円	65の11 削除		
65の11の2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査	次に掲げる追加する戸数			

改正後			改正前		
保要配慮者に対する賃 貸住宅の供給の促 進に関する法律第 12条第1項の 規定に基づき届け 出た住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸 住宅事業の登録事 項の変更(戸数を 追加する場合に限 る。)に対する審 査	賃貸住宅の供給の促 進に関する法律第 12条第1項の 規定に基づき届け 出た住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸 住宅事業の登録事 項の変更(戸数を 追加する場合に限 る。)に対する審 査	の区分に応じ、それぞれ次 に定める額 (1) 1戸以上4戸以下 2,000円 (2) 5戸以上9戸以下 4,000円 (3) 10戸以上29戸以下 6,000円 (4) 30戸以上49戸以下 7,000円 (5) 50戸以上99戸以下 9,000円 (6) 100戸以上 1万 3,000円			
65の12 長期優良住 宅の普及の促進に 関する法律第5条 第1項から第3項 までの規定に基づ く長期優良住宅建 築等計画の認定の 申請に対する審査	長期優良住宅建築等 計画認定申請手数料		65の12 長期優良住 宅の普及の促進に 関する法律第5条 第1項から第3項 までの規定に基づ く長期優良住宅建 築等計画の認定の 申請に対する審査	長期優良住宅建築等 計画認定申請手数料	
略	略	略	略	略	略

【附則第2項】盛岡市収入証紙条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市収入証紙条例 昭和39年3月30日条例第22号 改正 平成29年9月 日条例第 号</p> <p>盛岡市収入証紙条例</p> <p>第1条 略 (証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収することができる。</p> <p>第3条から第8条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則 (平成29年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第24号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 盛岡市手数料条例(平成12年条例第29号)別表(64の項、65の11の項及び65の11の2の項を除く。)に規定する手数料</p> <p>(2) 盛岡市印鑑条例(昭和45年条例第35号)第19条第1項に規定する手数料</p> <p>(3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第40号)第30条第1項及び第30条の3第1項に規定する手数料並びに第30条の2第1項に規定する費用</p> <p>(4) 盛岡市保健所手数料条例(平成19年条例第66号)第2条に規定する手数料</p> <p>(5) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に</p>	<p>○盛岡市収入証紙条例 昭和39年3月30日条例第22号 改正</p> <p>盛岡市収入証紙条例</p> <p>第1条 略 (証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収することができる。</p> <p>第3条から第8条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 盛岡市手数料条例(平成12年条例第29号)別表(64の項、 を除外する。)に規定する手数料</p> <p>(2) 盛岡市印鑑条例(昭和45年条例第35号)第19条第1項に規定する手数料</p> <p>(3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第40号)第30条第1項及び第30条の3第1項に規定する手数料並びに第30条の2第1項に規定する費用</p> <p>(4) 盛岡市保健所手数料条例(平成19年条例第66号)第2条に規定する手数料</p> <p>(5) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に</p>

改正後	改正前
<p>関する条例(平成19年条例第73号)第17条に規定する手数料</p> <p>(6) 盛岡市屋外広告物条例(平成19年条例第68号)第45条に規定する手数料</p> <p>(7) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成19年条例第86号)第16条に規定する手数料</p> <p>(8) 盛岡市立高等学校授業料等条例(昭和40年条例第19号)第2条第2号に規定する入学考査料及び同条第3号に規定する入学科</p> <p>(9) 盛岡市立幼稚園保育料等条例(昭和46年条例第49号)第2条第2号に規定する入園料</p>	<p>関する条例(平成19年条例第73号)第17条に規定する手数料</p> <p>(6) 盛岡市屋外広告物条例(平成19年条例第68号)第45条に規定する手数料</p> <p>(7) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成19年条例第86号)第16条に規定する手数料</p> <p>(8) 盛岡市立高等学校授業料等条例(昭和40年条例第19号)第2条第2号に規定する入学考査料及び同条第3号に規定する入学科</p> <p>(9) 盛岡市立幼稚園保育料等条例(昭和46年条例第49号)第2条第2号に規定する入園料</p>

議案第 72 号

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、主任介護支援専門員が備えるべき要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

主任介護支援専門員の定義において定める主任介護支援専門員が備えるべき要件を次のとおり改める。

改正前	改正後
介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）第37条の15第 1 項の研修を修了した者	介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第 140条の68第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して 5 年を経過した者にあつては、同日から起算して 5 年を経過するごとの日までに、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）

※「介護保険法施行令第37条の15第 1 項の研修」とは、介護保険法施行規則第 140条の68第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修及び同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。

3 施行期日

公布の日

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例 平成26年12月24日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>平成29年9月 日条例第 号</p> <p>盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例</p>	<p>○盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例 平成26年12月24日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例</p>
<p>第1条 略</p> <p>(職員及びその員数)</p> <p>第2条 担当する区域の第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人以上6,000人未満である地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、原則としてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過する日のまでに、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 担当する区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね6,000人以上である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによる。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(職員及びその員数)</p> <p>第2条 担当する区域の第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人以上6,000人未満である地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、原則としてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項の研修を修了した者</p> <p>をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 担当する区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね6,000人以上である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによる。</p>

改正後		改正前	
担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数	担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね6,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか1人	おおむね6,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか2人	おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか2人
おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ2人	おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ2人
<p>3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し、法第117条第2項第1号の規定により市が定める区域の一部の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると盛岡市地域包括支援センター運営協議会において認められ、かつ、当該一部の区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人未満である場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによることができる。</p>		<p>3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し、法第117条第2項第1号の規定により市が定める区域の一部の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると盛岡市地域包括支援センター運営協議会において認められ、かつ、当該一部の区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人未満である場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによることができる。</p>	
担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数	担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち1人又は2人	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち2人。ただし、1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち2人。ただし、1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。

改正後		改正前	
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1人	おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1人
第3条及び第4条 略 附 則 略 附 則 (平成29年条例第 号)		第3条及び第4条 略 附 則 略	
1 この条例は、公布の日から施行する。			
2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、改正後の盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成32年3月31日）までに初回更新研修（当該平成26年度以前修了者が受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）を修了した場合には、新条例第2条第1項第3号に規定する修了日から当該初回更新研修を修了した日までの間における当該修了日から起算して5年を経過することの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなす。			
3 前項の規定により当該修了日から起算して5年を経過することの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなされた平成26年度以前修了者について、初回更新研修を修了した日以後において新条例第2条第1項第3号の規定を適用する場合には、同号中「当該主任介護支援専門員研修」とあるのは「当該介護支援専門員が受ける同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修のうち最初のもの」とする。			

改正後	改正前
4 前項の規定は、当該平成26年度以前修了者が、初回更新研修を修了した日から起算して5年を経過することの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。	